

○厚生労働省告示第四百四十一号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である社団法人京都府薬剤師会について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第三項の規定により、平成二十四年四月十九日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

一 住所

変更前 京都府京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町五百六十三番地

変更後 京都府京都市東山区東大路五条上る梅林町五六三番地

二 試験検査を行う事業所の所在地

変更前 京都府京都市東山区五条通大和大路東入五丁目梅林町五百六十三番地

変更後 京都府京都市東山区東大路五条上る梅林町五六三番地